

第3版はしがき

本書第2版刊行後も家族法に関係する民法等の改正は続いている。とりわけ、2022(令和4)年12月に親子法制に関する改正が成立したことが特筆される。親権者の懲戒権規定が廃止されるとともに、親権を行う者について、子の人格の尊重、子の年齢および発達の状態への配慮、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止が明記された。この部分は公布の日から施行されている。

そして懸案であった嫡出推定の規律が修正された(この部分は公布の日から起算して1年6か月以内に施行される)。婚姻成立後200日以内に生まれたものも夫の子と推定されること、母が子の懐胎時から出生時まで複数の婚姻をしていたときは、出生の直近の婚姻の夫の子と推定することなどが定められた。夫のみであった嫡出否認権が子、母および母の前夫にも認められ、嫡出否認の訴えの出訴期間は、子の出生を知った時から(子、母は子の出生の時から)3年に伸長された。さらに、父子間に3年以上の同居関係がない場合は、父の利益を著しく害しない限り、子は21歳まで提訴することができる。この嫡出推定の改正に伴い批判のあった女性の再婚禁止期間は廃止された。事実と反する認知についても認知者からの認知無効の訴えは、認知の時から7年以内、子および母は認知を知った時から7年以内とされた。ただし、認知後に3年以上の同居期間がないときは、子は、認知者の利益を著しく害しない限り、21歳まで認知無効の訴えをすることができる。

2022(令和4)年12月には、「家族法制の見直しに関する中間試案」も公表されている。離婚後の親権、養育費および面会交流に関する法整備に加えて、未成年養子縁組さらには離婚による財産分与制度の見直し等が検討されている。

相続法の関連では、2021(令和3)年4月に成立した所有者不明土地の発生防止を目的とする民法等の一部改正により(2023年4月1日施行)、特別受益または寄与分を考慮した具体的相続分の主張が相続開始から10年間に限定され(904条の3)、遺産分割の促進が図られた。共同相続人は5年以内の期間を定めて

遺産分割をしない旨の契約をすることができるが、更新を含め相続開始時から10年以内に限られる(908条)。相続財産「管理人」は相続財産「清算人」と改称され(936条, 952条~958条), 相続人の不存在の場合の相続人搜索等の手続にも修正が加えられた(952条・957条)。

相続(特定財産承継遺言, 遺贈を含む)により不動産を取得した相続人には, 3年以内に相続登記を申請する義務が課された(不登76条の2)。登記名義人について相続が開始した旨および自らがその相続人である旨を申し出ることによって申請義務を履行したものとみなされるが(不登76条の3), 遺産分割の日から3年以内に, 相続登記(所有権移転)の申請をしなければならない(2024年4月1日施行)。また, 「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(相続土地国庫帰属法)」(2023年4月27日施行)は, 相続等で取得したが資産価値の少ない土地が有効活用されずに放置され, 国土の荒廃が進むのを防止し, 他方で安易な土地放棄, 管理コストの国への転嫁を防ぐため, 土地所有権を国庫に帰属させるには, 過分の費用または労力を要する土地でないことを要件とする。こうした法律の存在も, 相続のあり方に影響を及ぼす。

21世紀の新しい時代に適合した立法への営みと判例・学説の努力は, 決して止むことはない。本書を手にする皆さんとともに, 家族法の今, そしてこれからの考え続けていきたい。

本書の刊行にあたっては, 初版以来, 法律文化社の野田三納子さんに大変お世話になっている。第3版についても細かい配慮をしていただいた。執筆者一同, 改めて深く感謝いたします。

2023(令和5)年2月23日

執筆者を代表して
床谷文雄